

差止請求に係る判決等に関する情報の公表について  
(京都消費者契約ネットワークと株式会社 Plan・Do・See の裁判上の和解について)

平成22年 8月 6日  
消 費 者 庁

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク（以下、「原告」という。）が、結婚式、披露宴等の企画運営会社である株式会社 Plan・Do・See（以下、「被告」という。）に対し、挙式披露宴実施契約を締結するに際してのキャンセル料規定は、事業者の平均的損害を超える額を定めた部分については無効であるとして、無効な契約条項を含む意思表示の差止めを求める訴訟を提起した事案である。

(2) 結果

平成22年7月28日、原告と被告との間で別添のとおり裁判上の和解が成立した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク  
理事長 高畠 英弘

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社 Plan・Do・See  
代表取締役 野田 豊

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報（※）の概要

契約成立後に顧客の都合により解約される場合の所定の解約金の割合について、社団法人日本ブライダル事業振興協会のモデル約款の解約料の割合に準じ、

2010年3月19日より規約を変更することとした。

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

和解条項

- 1 被告は、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、別紙記載の内容の条項を含む契約を締結しない。
- 2 原告はその余の請求を放棄する。
- 3 原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 4 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

## 6 キャンセル料

本契約成立後にお客様のご都合によりキャンセルされる場合は、以下のとおり定めるキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料計算の起算日は、開催日前日とさせていただきます。以下の「最低保証金額」はお客様より書面によってキャンセルする旨、ご連絡を受けました日（郵便消印日）をもって算定いたします。

- ① 150日以前 本規約書の1で定めるお申込金の全額（100,000円）
- ② 149日～121日以前 最低保証金額の50%
- ③ 120日～91日以前 最低保証金額の70%
- ④ 90日～61日以前 最低保証金額の90%
- ⑤ 60日～16日以前 最低保証金額の100%
- ⑥ 15日～前日および当日 最終打合せ時確定金額の全額

最低保証金額＝（お料理最低保証額¥10,000＋お飲物最低保証額¥4,000）×契約時お申込人数＋正規の会場使用料

※ 上記①～⑤に該当する場合につきましては、すでに当社とお客様の間において実施した打合せにおいて、ご注文をお受けしたものの途中で、費用が発生している場合は、その料金についてもお支払いいただきます。